

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		病院医師宿直免除申請
根拠条例・規則等名		医療法（昭和23年7月30日法律205号） 医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令50号）
条 項		法第16条 規則第9条の15の2
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 保健所管理課（電話：048-840-2207）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>(1) 必要な事項が正確に記入され、必要な書類が添付されていること。</p> <p>(2) 医療法施行規則第9条の15の2に規定する「病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の管理者があらかじめ認められた場合」については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>① 隣接した場所に待機する場合</p> <p>ア 「隣接した場所」の定義 隣接した場所とは、その場所が事実上当該病院の敷地と同一であると認められる場合であり、次の（ア）又（イ）いずれかの場所を指すこととする。 （ア）同一敷地内にある施設（住居等） （イ）敷地外にあるが隣接した場所にある施設（医療機関に併設した老人保健施設等） ※ 公道等を挟んで隣接している場合も可とする。</p> <p>イ 「待機する」の定義 待機するとは、患者の急変時に速やかに緊急治療を行えるよう、備えていることを指すこととする。</p> <p>② ①に該当しない場合であっても速やかに診療が行える体制が確保されているものとして、認められる具体的な基準は次のア～エのすべてを満たすものとする。</p> <p>ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。</p> <p>イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。</p> <p>ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。特別の事情があっても、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を</p>

		<p>出せること。</p> <p>エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。 当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行ってはならない。</p>
	設定等年月日	平成16年4月1日設定 令和4年1月1日最終改正
標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合はその理由)	5日
	設定等年月日	平成16年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
	備 考	